

## 地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和元年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分)	15,000千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	423,148千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	10,888			9	619	10,260
	障害者福祉事業	64,853	45,500		1,200	1,032	17,121
	高齢者福祉事業	39,189	16,788	6,500	4,092	672	11,137
	福祉医療給付事業	16,417	7,921			483	8,013
	児童福祉事業	40,594	23,744		2,087	840	13,923
	小計	171,941	93,953	6,500	7,388	3,646	60,454
社会保険	国民健康保険事業	14,547	7,550			398	6,599
	介護保険事業	93,353	1,500			5,223	86,630
	後期高齢者医療保険事業	78,090	14,610			3,610	59,870
	小計	185,990	23,660			9,231	153,099
保健衛生	成人保健事業	13,295	568		2,904	558	9,265
	母子保健事業	634	2			36	596
	感染症予防事業	5,096	1			290	4,805
	医療確保事業	46,192		24,400		1,239	20,553
	小計	65,217	571	24,400	2,904	2,123	35,219
合計	423,148	118,184	30,900	10,292	15,000	248,772	

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。